

## 研究倫理教育及び履修報告書について

本学では、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文科科学大臣決定）」に基づき、研究上の不正行為（捏造、改ざん及び盗用など）を事前に防止し、公正な研究活動を推進するため、「宝塚医療大学における研究活動上の不正行為への対応等に関する規程」を定めています。

本規程（第3条第2項）に基づく研究倫理教育を、本学の対象者の方々は、以下のとおり履修してください。

### 履修対象者

本学に雇用されて研究活動に従事している者及び本学の施設や設備を利用して研究に携わる者（科研費の応募者を対象）。

### 研究倫理教育教材及び履修方法

本学における研究倫理教育教材は、次の2教材とします。いずれか一つを選んで履修して下さい。

- (1) 『科学の健全な発展のために—誠実な科学者の心得—』（日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会）

日本学術振興会のホームページから教材のテキスト版（PDFファイル）をダウンロードし通読する。<https://www.jsps.go.jp/j-kousei/rinri.html>

- (2) 『THE LAB 研究不正を避けるために』（米国保健福祉省研究公正局（ORI）作成 科学技術振興機構提供公開）

科学技術振興機構の公開サイトにアクセスし、シュミレーション教材を視聴する。

<http://lab.jst.go.jp/index.html>

### 履修確認方法

教材（1）の通読又は教材（2）の視聴を完了した場合は、別紙様式「研究倫理教育履修報告書」の内容を確認のうえ、必要事項を記載し、所属学科の研究倫理教育責任者に提出して下さい。





## 宝塚医療大学における研究倫理教育に関する指針

### 第1 趣旨

この指針は、宝塚医療大学における研究活動上の不正行為への対応等に関する規程第3条第2項に定める研究倫理活動に係る法令等に関する研修等（以下「研究倫理教育」という。）について定める。

### 第2 対象者

本学における研究倫理教育対象者は、本学に雇用されて研究活動に従事している者及び本学の施設や設備を利用して研究に携わる者（以下「研究者等」という。）とする。

### 第3 研究倫理教育教材

本学における研究倫理教育教材は、次の2教材とする。

- (1) 『科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－』（日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会）  
日本学術振興会のホームページから教材のテキスト版（PDFファイル）をダウンロードする。<https://www.jsps.go.jp/j-kousei/rinri.html>
- (2) 『THE LAB 研究不正を避けるために』（米国保健福祉省研究公正局（ORI）作成 科学技術振興機構提供公開）  
科学技術振興機構の公開サイトにアクセスし、シュミレーション教材を視聴する。  
<http://lab.jst.go.jp/index.html>

### 第4 履修方法

履修方法は、教材（1）の通読又は教材（2）のe-learningの履修とする。

研究者等は、本指針施行日後、または、新たに本学研究者となった日以後速やかに研究倫理教育を履修しなければならない。

### 第5 履修確認方法

研究者等は、教材（1）の通読又は教材（2）の視聴を完了した場合は、別紙様式「研究倫理教育履修報告書」を所属学科の研究倫理教育責任者に提出するものとする。

### 附則

この指針は、平成27年9月29日から施行する。